平成２６年（フ）第８６０号
埼玉県北本市栄７番地　３―５―107
債務者　早川　直広
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３８４号
埼玉県八潮市大字伊草377番地　伊草団地12号棟304号室
債務者　大崎　裕二
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３９４号
埼玉県草加市瀬崎６丁目24番17号　レオパレス氷川103号
債務者　竹内　和也
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３９９号
埼玉県越谷市赤山町３丁目12番地８　コーポ佐々木２Ｆ、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸3125番地１
債務者　和知　秀行
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４００号
埼玉県草加市八幡町56番地２　ベルドゥムール草加八幡405号
債務者　角田　正弘
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４０２号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　ＦＩＳ越谷寮
債務者　中田　政義
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４０４号
埼玉県吉川市大字木売新田138番地19
債務者　戸畤　　瞳
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
埼玉県日高市大字下鹿山68番地１
債務者　千葉　俊幸
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４５０号
埼玉県入間市扇台２丁目６番13号　前沢コーポ203、前住所埼玉県入間市大字上藤沢391番地１　ロイヤルステージ103
債務者　大畑　敬三
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１７３号
千葉県印西市平賀2565番地２
債務者　宮内みどり（旧姓菅澤）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１７５号
千葉県八街市朝日433番地６
債務者　平川　勝美
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１７７号
千葉県印西市原２丁目１番地Ｆ棟908号
債務者　西村ミンジョンこと　ＳＯＮ　ＭＩＮ　ＪＵＮＧ
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１７９号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　19棟409号
債務者　蓑田　明彦
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１８２号
千葉県印西市西の原１丁目２番地５棟304号
債務者　吉﨑　直貴
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１８３号
千葉県八街市沖渡667番地７
債務者　江端　純子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８２号
千葉県木更津市瓜倉1537番地
債務者　高橋　　操
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１８３号
岡山県笠岡市富岡477番地１
債務者　石井　武三
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係